

品質確保法・備蓄法に基づく主な申請・届出書類一覧

	品質確保法													備蓄法													
	様式番号	登録免許税(3万円)の納付書	誓約書	事業計画書	分析委託届出書等	品質管理者届出書	危険物乙4類免状の表裏写し	登記事項証明書	住民票	住所(居)表示変更の証明書	定款	役員会議事録の写し	譲渡契約書の写し	合併契約書の写し	分割契約書の写し	揮発油販売業者相統証明書	揮発油販売業者相統同意証明書	戸籍謄本	相統権者・被相続人関係図	品質確保法連絡等責任者届	揮発油販売業者事業譲渡証明書	揮発油販売業者事業承継証明書	事業全部譲渡契約書の写し	備考	石油販売業開始届出書	石油販売業変更届出書	石油販売業廃止届出書
登録申請	新規(給油所新設)	★	★	★	★	★	★	□	▲	□															★		
	新規(給油所譲受等)	★	★	★	★	★	★	□	▲	□		★												※5参照	★		
変更登録申請	給油所追加(新設)			★	★	★	★																			★	
	給油所追加(譲受等)			★	★	★	★					★												※5参照	★		
	給油所の移転			★	★	★	★																		★		
	給油所の一部廃止																								★		
	譲渡																								★		
承継届出	役員の変更		□					□			□																□
	法人の吸収合併		□					□					□											※6参照	□	※9	
	相続 1人		▲												▲		▲	▲	▲							▲	
	相続 2人以上		▲												▲		▲	▲	▲							▲	
	相続 全員の共同承継		▲												▲		▲	▲	▲							▲	
	相続 複数のSSを分割																							※7参照		▲	
氏名等変更届出	分社化		□					□						□											□		
	事業の全部譲渡承継		★					□	▲													★	★		★	※10	
	個人が法人化		□					□																□		▲	
	法人の名称変更							□																	□		
	個人の氏名変更																								▲		
	住所変更							□	▲																▲		
	タンク容量・計量器変更																								▲		
廃止届	給油所名称の変更																								▲		
	住居表示変更								★																▲		
	組織変更							□															※8参照	□			
	代表者変更							□																	▲		
廃止届	廃業																									★	
	全て譲渡又は貸与																						※5参照			★	
品質管理者選任解任届出						★	★																				

品質確保法に基づく提出部数は1部。備蓄法に基づく提出部数は2部。

- ※1. 分析委託届出書等とは、分析委託届出書及び分析委託契約書の写し、または揮発油分析受託証明書。
- ※2. 登記事項証明書により「揮発油の販売」が確認できる場合は不要。
- ※3. 農協等のみで代表理事の変更がわかるもの。
- ※4. 譲渡契約書等とは、譲渡契約書又は賃貸借契約書の写し、若しくは前運営者の廃止届出書又は変更登録申請書の写し(受領印のあるもの)。
- ※5. 給油所を譲り受けてオープンする場合、譲渡契約書又は賃貸借契約書の写し、前運営者の廃止届出書又は変更登録申請書の写し(受領印のあるもの)。
- ※6. 法人の吸収合併は次の3通り考えられる。
 - ①法人(未登録)が法人(既登録)を吸収合併。
 - ②法人(既登録)が法人(既登録)を吸収合併。
 - ③法人(既登録)が法人(未登録)を吸収合併。
- ・③については、登録内容に変更がない限り問題(申請不要)とはならない。
- ・①と②が、承継届のケースになり、登記事項証明書に吸収合併事実の記載されていること。吸収される既登録事業者の廃止届は不要。
- ・合併により、役員等の変更の場合には「変更登録申請書」を同時に提出。
- ※7. 例として長男と次男が複数の給油所を分割相統する場合、個人事業者の死後には、承継届出書(相続人全員の署名)を提出。その後、共同承継者の廃止届及び長男は「変更登録申請書の給油所追加(譲受等)」を、次男は「登録申請書の譲受(新規)」がそれぞれ必要。
- ※8. 氏名等変更届出の組織変更とは、①(株)←→合名 ②合資←→合名 等、会社法における組織変更の場合。
- ※9. 吸収する側が未届者の時は開始届、既届者は変更届。吸収される側は廃止届。
- ※10. 承継者が未届者の時は開始届、既届者は変更届。被承継者は廃止届。
- ※11. 登記事項証明書は履歴事項証明書を添付。法人の承継者は必要。

(登記事項証明書は登記所の窓口、郵送による請求のほか、法務局のHPからオンライン申請で取得することができます。オンラインによる請求は手数料が安く平日は21時まで可能です。詳細については法務局のHPをご覧ください。 http://noumukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html)

必要な場合には、上記書類以外で別途資料の提出を求めています。